

選挙時における会館の使用について

(1) 使用期間及び施設

① 使用年月日

選挙前日（土） 9：00(投票所設営開始)から

選挙当日（日） 6：00～22：00（投票所撤去完了）まで

② 使用区分

選挙前日（土）

区民会議室・1階洋室 …… 全日使用

選挙当日（日）

区民会議室・1階洋室・第1創作室・第2創作室 …… 全日使用

③ その他

ポスター掲示場 … 敷地内に設置

(告示日の2週間前から選挙当日の約1週間後まで)

選挙公報 … 受付横等に設置（選挙当日までの約1週間）

(2) 選挙以前の予約済みの対応について

① 文京区選挙管理委員会より選挙日が確定した場合には、選挙前日及び当日の使用区分の部屋を確保する。既に予約済みとなっていた場合には、キャンセル扱いとし、納付済みの使用料は全額返還とする。

② 選挙前日及び当日の使用区分以外の施設については、通常通りの運用とし、選挙の妨げとならないように、動線を確保する。